

# 米国における最近の労働教育

松 井 七 郎

- (一) はし が き
- (二) 労働教育の目的及び範囲
- (三) 労働教育の必要性
  - (1) 組合幹部の教育
  - (2) 単位組合役員への教育
  - (3) 労働教育専門家の教育
  - (4) 一般組合員の教育
  - (5) 未開発地域の教育
  - (6) 集団相互関係の教育
- 四 公的労働教育
  - (1) 連那政府
  - (2) 州政府
  - (三) 大学の労働教育
  - (四) 組合の労働教育
    - (1) AFLの教育部
    - (2) CIOの教育部
    - (3) 全国組合の労働教育

---

- (4) 地域団体の労働教育
- (5) 州組合連合会の労働教育
- (6) 地方組合連合会の労働教育
- (七) 民間の労働教育機関
  - (1) 米国防働教育協会
  - (2) 米国防働下奉仕委員会
  - (3) カトリック労働同盟
  - (4) カトリック労働組合協会
  - (5) ユダヤ人労働委員会
  - (6) 全国労働協会
  - (7) 全国宗教労働協会
  - (8) 黒人労働委員会
  - (9) 国民保健委員会
  - (10) フィラデルフィア労働教育協会
- (八) 大学労働教育及び組合の協力関係
- (九) 結 語

附 記  
主要参考文献

## 一 は し が き

昭和廿九年十月より翌卅年二月まで、約四ヶ月間労働問題視察研究のため欧米諸国を旅行したが、特に労働教育の現状視察はかねがね私の関心をもつていた問題として非常に興味深く思つた。本稿はその一部としての、主に米国における労働教育の現状報告である。歐洲諸国に關しては、何れ稿を新たにしたいと思つてゐる。

米国における労働教育の歴史はあまり古いものではない。一九二一年に設立されたブルックウッド労働大学が、一九三七年に廃止されるまで短期間ではあつたが、相当数の組合運動指導者を養成し、米国労働運動の発展に貢献したことは周知の事実である。

大学が労働教育に関心を示すようになったのは二十年代以後で、プリンモア、ウイスコンシン、カリフォルニア、ラトガー等の諸大学が、この分野における先駆者である。中でも常に労働者の向上に情熱を傾けた、理想主義的経済学者コンモンズ教授によつて開校されたウイスコンシン大学の労働学校は、既に三十年の歴史を有し、大学における労働教育の分野で開拓者の地位を占めてゐる。

一九二九年の大恐慌の結果、一千万人を越える失業者が発生したが、その中には多数の失業教師が含まれてゐた。そこでこれらの失業教師による失業救済事業の一環としての労働教育を、最初は文盲者のみを対象に、漸次一般失業労働者に対して実施したのであつて、これは政府が労働教育に關係した最初の事例であり、この経験がその後の労働教育に大きな影響を与えた。

ローズヴェルト大統領の、ニードデュール政策の一環として、一九三五年ワグナー法が制定された。その結果

製鉄工業、自動車工業等の如き大量生産工業を始め、未組織産業が急速に組織化されるようになり、新加入組合員の教育は勿論、組合指導者訓練の必要から、組合自身、労働教育の重要性を痛感し、その結果組合による労働教育が発展するに至つた。

第二次世界大戦後、大学が労働教育に興味を示すようになったのは、一つには、大戦後労働組合が急激に発展し、組合自身千六百人の組合員を擁し、その維持運営上どうしても労働教育が必要になつた実情をみて、何等かの方法でこれを援助しようとしたからであつた。他方また、量的にも質的にも強大となつた組合は、政治的にも、経済的にも社会的にも、重大な影響力をもつようになり、一般世論も労働問題、特に産業平和に重大な関心を示すようになったからである。更に、第二次世界大戦中、労使の紛争を解決する機関として、全国戦時労働委員会が設置されたが、この委員会は、経済学者に労使問題を實際に研究し且つ、これを解決する、絶好の機会を提供したのであつて、その後これら委員会の関係者を中心として、多数の大学に労使問題研究所が設置された。こうした研究所の一部門として、必ず労働教育課が設けられたのも、大学における労働教育普及の原因とみることが出来る。

## 二 労働教育の目的及び範圍

労働教育は、労働者が組合に加盟し、又は労働運動に参加するために生ずる、個人的乃至は集團的諸問題を解決しようとする、労働者の教育的必要を満たすものでなければならぬ。その目的は、労働者が個人的にも集團的にも、社会に対する適応性をより増大し、彼の社会的、経済的及び文化的興味を向上し、賢明にして且つ社会

的責任を十分に果し得るような成熟した市民となり、組合においてもまた自由社会においても、彼の果すべき役割を果し、彼自身社会における他の集団及び個人と対等な地位を獲得することを、保障するものでなければならぬ。

かように、労働者は一面において、一市民としての社会の構成員であると同時に、また組合の構成員であるという二重の性格をもつものである。従つて、彼は社会の一市民としての問題を理解すると共に、他方、組合に関する問題、及び組合对社会全体の関連性に関する問題をも理解しなければならぬ。かように労働教育は一面市民としての一般教育を含むものではあるが、成人教育とは趣旨を異にする。成人教育は、一般市民としての教育に重点をおくものであるが、労働教育は組合の問題及び組合と社会全体との関連性等に、その重点をおくところに差異がある。

米国の労働運動は、ニューディール政策以来、過去二十数年間に驚くべき進歩発展を遂げた。組織労働者数は大恐慌直前の三百万人内外から一躍千六百万人に増大し、今や米国の労働組合は経済的、政治的及び社会的に、一大圧力団体として社会の注目するところとなつた。

一八八一年、AFLの前身団体によつて採択された、AFLの以前の組合規約の前文には「凡ての国々の圧迫者被圧迫者間の斗争、資本家対労働者間の斗争は絶えず進行し、しかも年々激化されつつある。」という、マルクスの共産党宣言の思想が述べられていた。しかるに一昨年合同したAFL・CIOの新組合規約の前文には「団体の利益の為に奉仕するであろう」と述べられている。

このようにA.F.L.の性格が変化したのは、労働組合の経済的、社会的地位及び重要性の変化を物語るもので、二十年前の組合は、自らの組織を認識させる手段として僅かに宣伝や煽動に訴えるにすぎなかつたのである。また要求貫徹のためには、直ちに罷業に訴えたもので、その主力を賃金の引上げや、労働時間の短縮に集中し、社会政策や経済政策の改善によつて、彼等の地位を向上させようという努力を殆んどしなかつた。

しかし、今や状況は全く変化して組合の実力は増大し、それに伴う団体交渉の範囲は拡大され、そのため組合の運営は多くの異つた分野における訓練と専門的智識を必要とするし複雑にしてしかも責任を伴う仕事となるに至つた。更に、現在では団体交渉関係は凡ゆる分野の社会的経済的福祉にまで拡大されるようになったため、組合政策において、公共的な問題が益々重大な関連をもつようになり、従つて、それは同時に、われわれの全生活に重大な影響を及ぼすに至つた。

労働者及びその組合、そしてまた一般公衆が、同じように労働教育に重大な利害関係をもつのは、それによつて同じように利益をうけるからである。労働者の組織体としての組合は、広範囲に亘る労働教育のプログラムなしには、その数的な力及び社会的地位に伴う種々な任務や責任を果すことは不可能である。また、一般公衆が有能な組合役員を望むのは、有能な医者、弁護士、実業家、銀行家を望むのと同様、それが現在の社会組織の円滑な運営に不可欠の要素であると考えるからである。一九三八年大統領の教育諮問委員会の報告書の一部に『もし賢明なる労働運動が、民主的進歩に欠くべからざるものとすれば、労働指導者の教育こそは、金融専門家及び技術家の教育同様重要である。大学が労働の教育者に対する部門を設けないならば、民主主義の立場からは悲しむべきことである』と述べているのは、以上の見解を表明したものである。

組合の政策に於て、社会全体に重大な影響を及ぼす分野は、労使関係と国際問題とである。特に、労使関係の動向如何は、その国の経済組織や社会制度そのものを变革させるといふ、重大な関係をもつ。勿論、労使関係の困難な問題を、一挙に解決し得るような、奇術的な労働教育の公式があるわけではない。生産物を生産要素間に如何に分配するかに関する労使間の意見の対立は、たやすく解決できる問題でないのはいうまでもないことである。しかし、労働教育はかかる困難な問題を、平和的にかつ民主的に解決する手段を提供するであらう。即ち、教育によつて相互の理解が増進され、その結果、相互の協力関係を確立するべく有利な態度や慣習が、漸次に醸成されるからで、少くとも両者の対立を減少し、感情や暴力の代りに、理性や和解による問題の解決を生むであらう。

組合の側においても、十五年乃至二十年以前から労働教育部を設け、労働教育プログラムを強力に推進するようになった。しかし、多数の組合はこのための十分な財源がなく、またある組合では、労働教育の技術や智識に欠けるものもあり、更にまたある組合では、組合員の一般教養課程に関する、教育の必要性に対し、十分な理解を欠いている。従つて、組合以外の教育機関で組合を援助できるのはこの方面である。それ故大学其他の教育機関が、労働教育の分野に進出したのであつて、現在約八十の大学が、組合と協力して労働教育に従事している。勿論、大学と組合との協力関係は種々雑多で、完全な協力関係は未だ樹立されているとはいえない。

現在、米国では大学は、単に学者の養成機関ではないと一般に考えられ、大学は一般のために開放されるべきであるという意見が支配的であつて、既に開放されている分野も多い。即ち、経営学部において将来の実業界の指導者を養成し、農学部において将来の農民指導者を養成しているように、労働陣営では経済学部又は労使研究学

部においても将来の労働階級の指導者を養成すべきであるという主張が多い。

### 三 労働教育の必要性

労働者は個々の市民とし、機能的集団の一員とし、更に、社会の一員として、それぞれ異つた教育的必要性をもっている。しかし、労働教育の必要性を問題にする場合には、組合において労働者がつている地位や責任の差異に依りて、それぞれ異つた教育の必要を認識しなければならぬ。組合内における機能的差異から考えれば、AFL・CIOの如き組合連合体の幹部の教育、地方単位組合の組合役員教育、労働教育専門家の教育、及び一般組合員大衆の教育というように大別することができる。そして具体的な労働教育のプログラムは、これらの組合組織を通じて実施されるのであるから、労働教育に対する必要性の分類としてこれはもつとも実際的な方法である。

組合組織に対応した労働教育の必要性には異つた二つの分野がある。一つは、労働教育の分野における『未開発地域』と呼ばれるもので、組合又は組合以外の教育機関によつて、何等労働教育が実施されていない地域である。もう一つは、所謂『集団相互関係』と呼ばれるもので、社会における組合と他の社会集団との、相互関係に関するものである。

以上列挙した労働教育の必要性は、現在の社会状況の下における必要性であつて、政治的、経済的乃至は社会的状態の変化するに伴つて、労働教育の必要性の内容が変化することはいうまでもない。以下各項目について必要性の内容を検討してみたいと思う。

## (1) 組合幹部の教育

ここでいう幹部とは、全国組合及び国際組合の幹部の外、AFL・CIOの如き全国組合の連合体の幹部をも含んでいる。労組の幹部は組合運営の責任者で、組合政策の立案並びに実施の責任を担う者である。更に労働協約の締結、組合の保健、福祉計画の立案、管理、全国労働関係委員会への提訴等多種多様な任務を負っている。

最近のように労働協約が労使関係の凡ゆる問題を包含するようになると、協約締結の交渉にはあらゆる技術的、専門的智識を必要とする。即ち、組合幹部は労働法、時間研究、動作研究、職務分析、職務評価、団体保険、恩給、賃金決定方法、渉外、宣伝等の智識を必要とするのみならず、更に、交渉に際しては、組合の主張を如何に効果的に相手に提示し、且つ相手方を説得する手腕や技術をもたなければならないが、また最近の技術の進歩、特に、オートメーションや原子力の労働力に及ぼす影響等に関しても、十分な智識をもたなければならない。

組合の運営に關し、全国組合は法律部、調査部、教育部等を設けて支部組合を援助しなければならない、従つて、組合の運営方法、政策の決定、組内部内のコミュニケーション、会議の手續等に関し、支部組合を指導訓練しなければならない。

最近組合の発展と共に、労働者の団結権、団体交渉権を保障する労働組合法や、社会保障法、最低賃金法、失業保険法の如き、労働者保護立法が制定されたが、組合幹部はこれらの諸法律に關しても詳しい智識をもたなければならない。

最近、特に第二次大戦後、米国の組合は外交方面で重要な役割を果たすようになった。國務省の外交諮問委員会には組合代表が参加しているのみならず、米国の在外大使館には労働代表が労務官として派遣されており、國際協力局にも組合代表が派遣されている。また、國連及びその専門機関であるILO及びユネスコ等にも労働代表が参加している。國際的労働運動の分野では、國際自由労働を通じて自由國家の間に指導的地位を占めている。このように労働組合は外交方面にも、重大な役割を果たしているが、そのためには組合幹部が國際問題に関する正しい理解と認識とをもつ必要がある。

更に、組合員は同時に組合の存在する地域社会の一員である。従つて、その地域社会の教育委員会、都市計画委員会、公共事業委員会、共同募金委員会、教会協議会等々に、労働代表として参加しなければならない。

以上述べたように組合の運営に当つては、あらゆる専門的智識が要求されるのであつて、AFL・CIOは勿論、全國組合や國際組合においても、それぞれの分野における専門家を顧問として、まず幹部からこれらの専門的智識を体得するべく学んでいる。

## (2) 単位組合役員教育

単位組合の役員とは、組合の三役の外、交渉委員、職場委員、常任委員、苦情処理委員等を含んでいる。彼等是一般労働大衆と全國組合の指導者とを連結する最も重要な鎖である。

団体交渉の責任を全國組合がとつて、統一的協約を締結するときは、単位組合の役員は交渉の責任はないが、協約の実施運営、特に、苦情処理等の重責を担うものである。即ち、協約の重要条項である。奨励賃金制度、職

階制、先任権、技術の革新に伴う労働者の配置転換等の具体的問題は、すべて単位組合の役員が処理しなければならない。それ故、職場における労使関係の円滑なる運用は、単位組合役員の智識、訓練及び成熟性等にかかっているといつても決して過言ではない。

更に、単位組合はその存在する地域社会と市民として不可分の関係をもち、組合を代表して地域社会の各種の活動にも関係するのであつて、それは組合を社会的に正しく認識させるための絶好の機会でもある。このような意味において、単位組合役員の教育の必要性は、全国組合幹部のそれに劣らない程重要である。

### (3) 労働教育専門家の教育

最近米国の組合は、組合活動の中心的課題として、恒久的な教育計画を樹立する必要上益々多数の労働教育専門家を必要とするようになった。現在労働教育専門家は次の三つの重要な問題に当面している。

第一は、いかにして組合員の間にも自発的に労働教育に対する必要を喚起し、これに興味をもたしむるか、そしてこの必要や興味を如何に満たすことができるかである。

第二は、特に、地方の小都市では、労働教育に適当な教師を見出すことは難しく、かりに技術的な専門智識をもっているものがあつても、労働者に理解できるように教える技術をもたないために、折角出席した労働者を失望させることが多いという問題である。

第三には、労働教育の長期的効果を挙げるためには、継続的計画を樹てる必要があるが、そのためには新らしい技術教育や接近方法について実験をしたり評価する必要がある。この点では組合外の教育機関の協力が、不可

欠であるというこの三つの問題である。

以上のような条件を満し得る教育者は、一般教育者の中から見出すことは困難で、組合自身が他の教育機関の協力を得て養成しなければならない。

#### (4) 一般組合員の教育

一般組合員大衆の教育は、彼等が如何に組合活動に積極的に参加できるかという、手段方法を教えることにその目的がある。その教課目としては、労働運動史、労働組合論、会議の議事規則、役員の選挙、都市、州、連邦政府の組織及び機能、政党、圧力団体、市民の権利、地域社会への民主的参加、国際問題等、凡て組合員としての活動に必要な基礎知識を教える必要がある。

また現在の州及び連邦政府によつて、制定されている各種の労働保護立法、並びに社会保障法の下で、当然労働者が享受すべき権利について十分な認識をもたせる必要がある。最近コーネル大学が実施した実態調査の結果によつて、いかに多数の労働者が労働保護法に関する知識のないために、彼等の受くべき当然の権利を放棄しつつあるかということが明らかになつた。従つて、この点については一層徹底的な労働教育の必要が痛感される。

更に、労働者の日常生活に関しても、月賦販売制度、協同組合、信用組合等生活の合理化計画化等の指導も行うべきである。これには組合員の主婦教育が最も重要であるがまたこの方面には全然手がつけられていない。また、組合員の余暇の利用に関する文化的教育、例えば、読書、演劇、音楽、合唱、芸術、写真、舞踏、旅行、リクリエーション等の指導も重要である。オートメーションの進行と共に、労働時間が短縮され、余暇の利用方法

が重視されるようになった現在においては、この方面の教育活動はもつと重視されてもよい。

### (5) 未開発地域の教育

米国の労働教育上で未開発地域と呼ばれているのは西南部地方である。いうまでもなく西部においても加州やワシントン州等は例外であつて、西南部地域が労働教育の分野で、未開発のままに残されているのは、予算が不十分であるためもあるが、保守陣営からの政治的反対があるからである。しかし、その地域、特に南部地域には米国でも文盲率は最も高く、多数の労働者は農村から工場へ移動したため南部特有の問題がある。従つて、労働教育の必要性は、他の如何なる地域よりも緊急を要する問題である。組合以外の教育機関の援助を最も必要とするのはこの地域である。

### (6) 集団相互関係の教育

人種的差別待遇撤廃という点では、労働組合はいかなる団体よりも最も進んでいるということが出来る。勿論、この方面でも未だ完全とはいえないのであつて将来更に教育の必要がある。

次に、農民対労働者の関係をみると、農民は組合の質上斗争が農民の購入する農機具や消費物資の価格を上昇させていると考えており、組合は多数の農業州は保守反動勢力によつて支配され、反組合的政治勢力の牙城であると考へているのであつて、両集団は相互に反目しあつてゐる。これは労働者の消費者としての重要性や、両者共通の利害関係、更に相互の依存関係等を理解するように教育する必要がある。

更に、教会と組合との関係も最近では教会の方から積極的に組合に接近する動きがみられるようになった。また最も重要な労使の関係においても、最近は対立の面よりも共同の利害関係の面が強調され、国民経済的観点から両者は接近するに至つた。要するに組合とその他の社会集団との関係においても、長期的な教育計画をたてて調和を計る必要がある。組合の長期労働教育には社会集団相互間の友交関係増進計画が含まなければならない。

#### 四 公的労働教育

米国における労働教育の主体はいうまでもなく労働組合であつて、大学及び民間団体は補助的役割を演じているというのが実情である。連邦政府及び州政府は、この分野ではあまり重要な役割は果していないが、大恐慌とというような偶然的事情から労働教育に関係したことがある。

##### (1) 連邦政府

連邦政府が労働教育に直接関係したことはこれまでに僅かに二回のみで、その何れも非常時に限られていた。最初は一九二九年から始まつた大恐慌の際で一九三三年には、失業者総数千五百万人と推定され、内八万人は教員の失業者であつた。当時米国には四百万人の文盲者があると推定されていた。そこで、失業救済事業の一環として、失業教師を使用して文盲者を教育することが、一石二鳥の政策として採用されたのであつた。その後、教育の範囲が拡大され、一般労働者にまで及ぶようになった。この教育計画は一九四三年まで約十ヶ年に亘つて実施され、職業教育や身体障害者の教育にまで発展した。

この計画で問題となつたのは連邦政府対州政府の教育に關する管轄権争いであつた。州政府は自己の管轄下でない連邦政府からの割当てられた外来者に門戸を開放することを躊躇したし、また労働教育そのものに対してはまだ十分の理解がなかつた。更に、州の成人教育担当者も自己の領域を犯されることを恐れて警戒した。その上何時議會で予算が削減されるかも知れないという不安から、長期に亘る教育計画を樹てることも不可能であつた。しかしこのような不利な条件下にもかかわらず、特別な訓練センターで再教育を受けた失業教師は、この十年間に三十六の州で約百万人に各種の教育を授けた。

この計画は失業教師に就職の機会を与え、文盲者を教育したのみならず、公立学校における成人教育の範圍を拡大すると同時に、教授法をも改善し、大学が労働教育に対して重大な役割を果し得るといふ貴重な教訓を与えたのである。また他方では一般組合員の社会、経済の諸問題に対する興味を喚起すると同時に、組合内部に労働教育に対する恒久的興味を惹起したことは大きな貢献であつた。

連邦政府が、労働教育に直接關係した第二の事例は、一九四六年から一ケ年間であつた。一九四三年労働省内に労働基準局が設置されたが、その目的は労働立法、産業の健全な慣行、及び交友的労使關係等に対する模範的な基準を作成することにあつた。大戦中急激に發展した軍需産業においては、労使両者が団体交渉に未経験のために労使の問題について労働基準局に援助を求めるものが多かつた。これに応じて基準局は『職場委員必携』『職場における苦情の解決』及び『労働立法指針』等のパンフレットを作成し、労使關係の正常な慣行の確立に大きな貢献をした。

終戦直後、即ち一九四五年九月、シュウエーレンバッハ労働長官は、組合及び大学の代表者を召集し、労働省

が労働教育活動に参加することの可否について協議会を開いたが、大多数はこれに賛成の意見を表明した。更に、大統領の召集した全国労使協議会及び第十二回全国労働立法協議会も、労働教育を労働省が積極的に推進することを勧告した。これらの諸勧告に基づき、労働長官はAFL及びCIO各々五名より成る、労働教育諮問委員会を設置した。この委員会の運動により、議会は一九四六年の会計年度に、三四、六九六弗の予算を可決し、労働省内に労働教育課が設置された。労働教育課の目的は「労働教育活動に従事する組合、大学、学校、公民団体及び其他の機関と協力して、労働教育の基準を發展、拡張し、成功した種々の経験及び方法に関する交換所を確立し、必要に応じて組合其他の機関に技術的援助を与える」ことにあつた。一九四七年五月ワシントンにおいて、大学労働教育協議会が開かれ、約五十名の労働教育専門家が参集して、更にこのプログラムの継続を熱心に希望した。しかし、一九四七年度には計費の節減と或る方面からの反対のために、労働教育費ははなはしく削減されてしまつた。

労働教育課の存在は僅か一ケ年という短期間ではあつたが、労働教育の必要を或る程度満たし、大学及び其他教育機関における労働教育活動に刺激を与え、教育資料、教育方法、教科目の内容等の整備改善にも貢献し、労働教育全般の發展に大きな足跡を残したといふことができる。

## (2) 州 政 府

米国の職業教育に関する経費は、連邦及び州両政府間において、大体一対二の割合で支弁されている。職業教育を受けているものの半数は学生で、他の半数は有職労働者である。職業教育は農業教育、家庭経済、産業教

育、配給経済等に分れている。或る州、例えばウイスコンシン、アラバマ、及びフロリダの三州では、職業教育費を純然たる労働教育のために使用することを認めている。また或る州では職業教育費を職場委員や職長の教育に、更に、ある州では労働夏期学校に使用することが許されている。しかし、これは例外であつて、職業教育費は職業教育プロパーに使用されるのが原則である。

また、加州、ミシガン、ニュージャージー、及びペンシルヴェニア等の諸州では、州の教育部に一般成人教育の一部としての労働教育を実施し得る予算的措置がとられている。他の州でも組合側からの強い要求があれば、同様なことが可能であるが、現在のところ実現されていない。

更に、州の農業エックステンション・サービスが、或る種の労働教育をなす場合、農村の工業労働者を対象にすることも有る。また或る州では労働者との共通問題を討議するために、協議会を開いているものもある。要するに州政府としてはあまり積極的に労働教育には参加していないのが現状である。

## 五 大学の労働教育

現在約二十以上の大学が、単独又は組合との共催で、一日乃至二日間の協議会、週末、夏期労働大学或いは通年の労働教育を実施している。この中にはウイスコンシン大学の如く、既に三十年以上の労働教育の歴史をもつ大学もあり、カリフォルニア、コーネル、ラトガー、ローズヴェルト、イリノイ、シカゴの諸大学の如く、専門の部門乃至は専任の担当者をもつているものもある。この外、臨時に開催される各種の労働教育計画に対して、大学の施設を開放している大学は漸次増加しつつある。

比較的長く労働教育の経験を有する大学では、最近一般組合員や単位組合役員の教育から、上部団体の幹部教育に、その教育の重点を転換している。特に組合では保健、厚生、仲裁、オートメーション等に関する。組合専門家を養成しなければならぬという重要問題に当面しているのであつて、これは労働教育の重点の変化を物語るものではあるが、しかしそのために、これらの大学が一般組合員や単位組合役員を対象とする教育を廃止したわけではない。

また上部団体の幹部訓練のために実施される労働教育は、取扱う問題の範囲も拡大され、それぞれ問題が深く掘下げられるようになった。課目としては、労働協約の運営、時間研究、動作研究、職務評価、健康管理、厚生、養老年金、政治活動、集団相互関係、教授法、経済問題、国際問題等広範囲に及んでいる。方法としては、セミナー形式で一日乃至一週間位の短期間集中的に実施するのが多くなつた。しかし、組合の歴史が比較的浅い場合は、一般組合員を対象とする教育訓練が必要であり、且つ彼等に対する教育は基礎的教育を中心として期間も長期に亘る必要がある。

最近の大学労働教育において、国際問題、地域社会への組合の参加協力問題、及び保健計画等が重視されるようになったが、これは成人教育基金からの助成金によつて、この方面の研究並びに実践が促進されたためである。即ち、ウイスコンシン及びイリノイの両大学では国際問題に重点をおき、労組の幹部が政府の役人として国際関係の仕事に従事し得るような準備教育に當つている。またコーネル、シカゴ及びラトガー等の諸大学では、組合の地域社会への参加協力に関する具体的問題に重点をおき、この方面に活躍する組合指導者を養成している。また保健問題としては健康保険、疾病、労働者災害防止及び補償、安全、組合保険基金の管理等が重点的に

取扱われている。

また最近いくつかの大学において、労働者組合参加の動機、組合の態度、単位組合内部の民主化の程度、映画の効果等の特定問題に関する調査研究が行われているが、これは労働教育の必要分野や教育方法を決定するための重要な参考資料となつている。

最近、労組の労働教育活動が盛んになるに従つて、有給専任の労働教育専門家の需要が急激に増加してきた。その結果古くから労働教育に関係してきた大学では、これら労働教育専門家の養成に重点をおくようになつた。教育の対象は労組の指導者だけでなく、一般大学の卒業生をもこれに加えているが、特に一般大学卒業生を対象とする教育には単に労組に労働教育の新たな専門家を提供するだけでなく、一般教育の教科目の中に労働教育を参透させることができるという利点がある。

他の一般の大学に比較して、カトリック系の大学における労働教育は盛んである。労働教育の教科目は他の大学と大同小異であるが、ただ宗教大学としての立場から労働者に対する宗教的乃至は社会的義務が強調されている点が違う。

次に、大学の労働教育として特色のあるものを挙げてみたいと思う。ウイスコンシン大学は既に三十年余の古い歴史をもち、一般組合員大衆、単位組合役員、幹部訓練等各種の教育計画をもつているが、特に各種の全国組合と共催で一週間乃至二週間の夏期労働大学を開催することをその重要なプログラムとしている。また労組と農民及び協同組合共催の夏期大学もその特色である。ハーバード大学における労働組合幹部訓練教育計画は、既に十五年の歴史をもち、最初は九ヶ月の期間であつたが、幹部が長期間組合から放れ難いという実情上最近はこれ

を三ヶ月に短縮している。シカゴ大学では単位組合の役員を対象とし、九ヶ月の長期間、団体交渉、組合の運営から国際問題に至るまで、組合役員が必要とする凡ゆる問題に関し、完備した教科書を作成して使用し非常な効果を挙げている。コーネル大学では大学通信講座を通じて各種の労働教育プログラムを実施しているが、とりわけ労使関係に重点をおいている。更にローズヴェルト大学では労働教育部を設けて凡ゆる種類のプログラムを実施しているが、中でも映画を教育活動に如何に利用するかに重点がおかれている。また最近元CIO会長フィリップ・マレー記念基金から、国際問題講座の寄附があつたので、同大学の労働教育部は一層強化されることと思う。

最後に、大学の労働教育の発展に大きな貢献をした。大学連合労働教育委員会 (Inter-University Labor Education Committee) について簡単に説明したいと思う。当委員会はフォード財団によつて設立された成人教育基金からの財政的援助によつて一九五一年に設置されたもので、ロサンゼルス、カリフォルニア州立、シカゴ、コーネル、ペンシルヴェニア州立、ロースヴェルト、ラトガー州立、及びウイスコンシン等の八大学を中心に、特殊な分野における、労働教育の調査実験をしようとするものである。組織としては以上の八大学からそれぞれ一名、合同前のAFL及びCIOからそれぞれ四名づつ、計十六名をもつて構成される理事会によつて運営されている。

当委員会の運営方針としては、加盟大学及び組合との協議の結果、(1) 組合の労働教育活動の範囲を拡大し、国際問題、経済問題及び組合の地域社会への参加協力等の学課目を重視し、(2) これらの分野における労働教育を効果的ならしめるような教育技術、及び方法を発見するための実験、(3) 更に、労働組合内部に確固たる労働

教育計画を樹立し、且つ実施し得るよう、労組の指導者を援助するための協力的教育計画を促進することが重要な目標として決定された。

本委員会は、一九五一年七月から発足し、その後三年間の実験の結果、一般教育の分野では、労働者並びに組合に何が最も必要とされているか、かかる必要を組合外の教育機関によつて充足する可能性の有無、更に、組合外の教育機関がかかる目的を推進する場合、最も適当な協力関係は何であるか等、労働教育の分野で極めて重大な貢献をした。

要するに、大学が労働教育の分野に進出するようになって比較的新しいにもかかわらず、既に重要な役割を果しているのであつて、大学は将来更にこの分野に重大な貢献をするであらう。

## 六 組合の労働教育

前二章において、政府の諸機関並びに大学が、労働教育の分野で重要な役割を果していることを述べてきたのであるが、米国では労働教育の中心の主体はあくまでも組合自体であると考へられている。また事実労働教育の分野では組合が最も重要な主役を演じており、組合員の教育は組合自身が行うべきであるというのが組合の常識となつている。

組合の重大な関心は、新組合員の獲得、労働協約の締結、組合の運営等である。しかし、ワグナー法制定以後における組合の飛躍的な発展、労使関係に対する政府の統制の強化、産業関係の複雑化、社会における経済諸団体相互間の依存性の緊密化等のため、組合自体政治的、経済的、社会的により広い視野に立つて組合政策の樹立

が要求されるに至つた。従つて、現在組合の労働教育活動は、課外活動ではなく、組合活動の中心的課題となつた。パーバッシ氏の推計によれば、今日組合の労働教育に従事している者の数は、専任及び兼任を併せ数えると二百名を越えるということである。本章では主として、組合の多面的に亘る労働教育についてその大要を説明してみたいと思う。

## (1) AFLの教育部

一昨年AFL及びCIOが合同してから、当然のことながらAFL・CIOの教育部もひとつとなつて、それぞれ以前の教育方針を踏襲しているのであつて、ここでは最初にAFLの教育部について説明しよう。

AFLの教育部は、傘下組合の教育計画を指導し、援助を与え、資料を提供する。またAFL所属組合の地域的連合体である州連合、都市連合、地方組合等の教育計画に対しても直接的援助を与える。年二回実施する傘下組合の教育部長、調査部長其他教育部所屬の幹部の二日間に亘る教育協議会は、教育計画並びに、これに関連して取上ぐべき当面の諸問題等に関するものである。

また月刊の機関紙『教育時報』を発行し、これには教育計画や、教育技術の新しい発達、フィルムや労働に関する出版物の紹介、労働教育専門家の人物素描等に乗せている。視覚教育の分野ではフィルムの貸与計画が実施されており、フィルムのカタログを発行している。教育部は単位組合の教育に必要な資料として、各種パンフレット等を発行しているがその中には歌集等も含まれている。

教育部は教育計画の立案、実施に当つて、大学連合労働教育委員会、経済教育共同協議会及び諸大学等と協力

している。また国際的方面においては、国際自由労連、国際労働教育協会、ユネスコ、フルブライト等と協力関係を保ち、最近米国を訪問する多数の外国の労働教育専門家及び組合幹部等と協議会を開いている。他の活動としては学校、協議会、講習会等に講師を派遣しているが、これは組合のPR運動として重要である。

## (2) C I O の教育部

定期的に二日間の教育部長、調査部長等の協議会を開き、労働教育に関する新しい資料、計画、接近方法、新しい問題等を取扱う。また、月報を発行してC I O又は加盟組合で発行した新資料の紹介をする。『経済評論』と称する月刊雑誌は現在の重要な経済問題を取上げて分析し、これに対する組合の立場を明らかにしている。一九五五年には新しい試みとして、全国組合の組織指導者に組織技術の訓練を実施し、また州協議会主催で立法問題に関する協議会を開催した。

単位組合及び一般組合員大衆に対するプログラムとしては、三日乃至一週間の夏期学校を開催しているが、ここでは組合の運営に関する技術問題、国内の政治、経済の問題、国際問題等が取扱われ、これには外国の組合員も参加する。

出版物としては、労働学校又は協議会用の教科書、職場委員訓練用の要綱、時事問題等に対するパンフレットなどである。視覚教育用としてフィルム・ライブラリーを所有していることはA F Lと同様である。なおPR運動として各種の問題に関する資料を作成して農民、教師、新聞記者等に配布している。

政府其他の諸機関と労働教育の面で協力関係をもっているのはA F Lと同様である。C I O独特のプログラム

としてはスカンディネヴィア・ワークシヨップが挙げられる。これは毎年夏期三週間、スエーデン、ノルウェー、デンマーク等へ、労組の代表者を送り、北欧の労働運動を視察させると同時に、国際的親善を図っている。

### (3) 全国組合の労働教育

現在全国組合で、専任の労働教育担当者をおいている組合は約三十の多きに達し、中には二名以上の専任者を有する組合も多くある。AFL・CIOに無所属の組合では、鉄道労働組合が専任者をもっている。次に労働教育を最も重視している、国際婦人服労働組合及び自動車労働組合について、全国組合の実施している労働教育の実例を簡単に説明しよう。

国際婦人服組合 (International Ladies Garment Workers' Union) は、全国組合中最も古い労働教育の歴史を有し、且つ広範な教育プログラムを実施している。労働教育部は二十四名の専任の教育指導者を、全国主要被服産業の中心地に配置し、一般組合員の教育から幹部訓練に至るまで徹底した教育プログラムを実施している。

単位組合の役員を対象とする教育プログラムとしては、一週二日づつ十七週間に及ぶ長期訓練が行われ、この教育が役員の資格条件とされている。また職場委員長に対する再教育や単位組合の役員、中堅層を対象とする一週間乃至十日間の週末講習会があるが、これは大学と共催で行われることもある。最近被服産業にポルトリコの移民が多くなつたので、ニューヨーク地区では役員及び常任書記のためにスペイン語の講習会を開いている。またポルトリコ人のためには英語のクラスを開いている。

一般組合員を対象とするものには、新入会員に組合員の権利、義務等の基本的教育を施す。この組合教育プログラムの特長としては、手芸、芸術、音楽、演劇、合唱等の文化的リクリエーションのコースがあり、また、組合員の彫刻、油絵、陶器等の展覧会を毎春開催していることである。

この外教育部は種々のパンフレット、書物、歌集等を出版し、各種のフィルムを作製して単位組合や他の組合にも貸与している。最近外国の組合員代表や学生などの組合本部訪問者が増加したので、彼等に対して映画による組合活動の説明などを行っている。また学校、宗教団体等に講師を派遣して組合のPR運動をしている。

国際婦人服組合のユニックなものとしては、教育部の運営する指導者訓練学校である。この学校は既に八年前から始められたもので、約二十五名の学生を満一ケ年間訓練している。この学校は組合員以外の者にも開放しているが、本組合の幹部に就任するには、この学校を卒業することが資格条件になっている。最初十二週間学課の講習を受け、次の十二週間組合に配属されて幹部として実地見習をし、再び十二週間学校に帰り、更に十二週間実務につき、最後に十二週間の講習を受けて卒業ということになっている。学課目には婦人服組合史、婦人服組合の組織と運営、労働運動史、労働法、経済学、比較労働運動史、被服産業経済、組合の組織方法、比較経済組織単位組合の運営、其他、鑑写の技術、パンフレットの作り方、映写機の使用法等も教えている。

次に自動車労働組合、正規の名称は米国国際自動車、航空機、農機具労働組合、(International Union of United Automobile, Aircraft and Agricultural Implement Workers of America) についでみよう。この組合は一九三七年に結成され、僅か二十年の歴史しかもっていないが、今や百万の組合員を有し、米国における最も有力な組合にまで成長したのであつて、この成長は計画的な労働教育によるものといふことができる。

自動車労働組合では、組合費の内毎月三仙を積み立てて労働教育費に充当するよう組合規約に規定されている。単位組合においても同様な比率で教育費が支出されている。

教育部の主催で、年二回労働教育専従者の研究会を開催し、労働教育の必要性、新しい教育技術及び教育方法等を研究する。更に、地方の地域毎に地域協議会を開いて、同様な研究会を開く。以上の如き基本的教育計画を礎基として、週末講習会、夜学、夏期学校、単位組合の指導者訓練が実施されている。一九五五年には三十以上の夏期学校を開き、四千人以上の組合員がこれに参加した。ここでは、団体交渉の問題及びその技術、立法及び経済問題、労働運動史、国際問題、オートメーション等の問題が取上げられた。

また二年に一回国際教育協議会を開催し、ここでは狭義の労働教育以外の一般教育、公民権、国際問題等に関する研究会を開き、外部の著名人の講演も聴いている。自動車労働組合は高等学校や大学の学生及び教師を対象として労働教育をしているが、これは主として組合のPR運動である。

教育部は“Ammunition”と称する月刊雑誌を約五万部も発行している。映画や幻灯を作製して傘下組合に貸与している。また一般組合員及び一般世論との接触を保つためにラデオやテレビを盛んに利用している。

#### (4) 地域団体の労働教育

労働教育のために組織される地域団体は、広範囲に亘る多数の州を包含する場合が多い、例えば、旧AFL所屬の自動車労働組合は、西オハイオ、ケンタッキー、テネシー等の諸州を中心に、機械工組合はウイスコンシンイリノイ、ミシガン、オハイオ等の五大湖地域を中心に、労働教育計画を樹てている。

この地域団体として最も有名なものは、南部十四州の州労働組合連合会が、同地域の労働教育を推進するために組織した「南部労働学校」である。一九五五年には州組合連合会、都市組合連合会、全国組合の組織者等を対象とする一週間の組合幹練が行われた。また地方単位組合の幹部を対象とする二週間の労働学校も開催された。「南部労働学校」は同地域の州又は都市の労働教育計画に大きな貢献をしている。CIO教育部でも、南部地域の労働教育に重点をおき、テネシー州のハイランダー・フォークス・スクールを始め、アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、フロリダ、ジョージア地方にも教育プログラムを実施している。

#### (5) 州組合連合会の労働教育

今から十数年前までは、州組合連合会に専任の労働教育専門家は一人も存在しなかった。しかし、現在では二十以上の州が労働教育専任者をおき、教育の外、調査、政治活動等を兼務している。単位組合単独ではなし得ない労働教育のプログラムを実施できるのが大きな利益である。

#### (6) 地方組合連合会の労働教育

ラトガー州立大学及びペンシルヴァニア州立大学が、成人教育基金の援助によつて発展させた地方労働教育協議会には、一定地域内に存在するAFL・CIO所属組合は勿論、其他の組合が参加している。協議会は規約を定め、参加組合から会費を徴集して経費を支弁している。

かかる協議会が教育計画を実施する場合、組合外の教育機関、特に大学との関係は、次の三つの方法がある。

第一は組合自体が全部のプログラムを計画実施する。第二は大学に学課目の内容から講師の人選まで全面的に任せる方法である。第三は一部を組合自身で行い、一部を大学と協力して行うという方法である。この三つの内何れを採用するかはそれぞれ組合の事情によつて決定される。

## 七 民間の労働教育機関

一般民間の労働教育機関には、その組織、組合との関係、労働教育の範囲、内容等からみて、種々なものが存在するが、次に、その内最も重要な機関について説明しよう。

### (1) 米国家労働教育協会 (American Labor Education Service)

米国家労働教育協会は、労働教育の分野における計画や経験を交換し合う機関であつて、労働教育の技術や方法を実験し、全日制又は臨時的教育計画を実施し、労働教育計画及び技術に関し、組合又は其他の機関に勧告を与えるもので、単位組合、全国組合、大学及び其他成人教育機関とも協力する。

協会は成人教育基金の援助の下に、国際問題をテーマとして、組合の特定指導者を対象に、一週間乃至二週間の集中的講習会を開催している。最近外国の労働組合関係者の米国家訪問者が増加してきたが、協会は彼等のためにプログラムを作成して見学の斡旋役を勤めている。また下級組合指導者及び一般組合員を対象に、各地方に実物教育本部を設けているが、国際連合問題に関する実地見学を含んだ週末又は一週間の講習会の如きはその一例である。

また、ワシントンの誕生日を組合、政府及び公私の教育機関の労働教育関係者の協議会の日としているのは有名である。更に組合組織の未発達分野である俸給生活者の組織及び労働教育の問題をテーマに、俸給生活者協議会も開催している。

なお当協会は年二回労働教育手引を作成し、労働教育、国際問題、視覚教育等の文献目録を発行している。また現在はプリンモア、ハドソン・ショア労働学校を始め、その他の労働学校に関する文献を蒐集してその目録を発行する計画中である。

## (2) 米国フレンド奉仕委員会 (American Friend Service Committee)

平和主義で有名なクェーカー派では、一九四九年以来、労働問題、国際問題のプログラムを実施しているが、その目的は労働組合員に、国際問題に関する情報や資料を提供することである。また、時事問題に関する資料や情報も定期的に組合に発送している。時々、国連見学団を主催したり、国際問題の権威者を招聘して、組合の役員、教育部長との懇談会を主催している。特に、夏期労働学校では、国連及びその専門機関を利用して、未開発地域の生活水準を如何にして向上させるか、二つの支那の何れが国連に代表されるべきか、東西両陣営の貿易問題、米国の外交政策、軍縮問題等を取上げている。

また労働問題のインターン制度を採用し、約一年間各職場で実習した者を集め、経済学者、弁護士、社会学者、仲裁調停者、組合指導者、労働担当者等との間に協議会を開き労働問題の解決に努力している。

### (3) カトリック労働同盟 (Catholic Labor Alliance)

カトリック教会は、教会員の多数が労働者階級であるという関係から、労働問題の解決には積極的な活動をしている。カトリック労働同盟は、労働者のために労使関係セミナーを開催し、カトリック教会の社会的倫理に関するパンフレットを発行し、学校、組合其他の民間団体に講師を派遣し、地域社会の活動に参加するなど、積極的なプログラムを実施している。

カトリック社会問題の先覚者ライアン神父を記念する労使両代表による協議会があるのは有名である。また人種問題、住宅、婦人労働者等の問題を中心とする協議会も開いている。最近本同盟は『行動委員会』と称し、数名乃至十数名の一団が二、三週間毎に会合し、その会合で決定したことを必ず次の会合までに実践することを定め、各地で相当の成績を収めている。同盟は『労働』という月刊雑誌を発行している。

### (4) カトリック労働組合協会 (Association of Catholic Trade Unionists)

カトリック労働組合協会は、各地に支部をおいているが、この支部では一般労働組合と同様な労働教育のプログラムを実施している。このニュー・ヨーク支部では、最近ポルトリコ人の組合員のために開かれる労働学校の教師の養成を行っている。

更に、カトリック教会には、全国カトリック福祉会議の一部門としての社会行動部があるが、この部長であるヒギンス神父が中心となつて、カトリック教会の現代経済社会に対する責任と労使関係に対する教会の立場を明

かにするべく、教会を通じて実践に努力している。

(5) ユダヤ人労働委員会 (Jewish Labor Committee)

ユダヤ人労働委員会は、ユダヤ人に直接関連した問題、例えば、人種的差別、公民権、集団相互関係、人間関係等の教育に重点をおいている。即ち、人間関係の仕事に従事する者の訓練、パンフレット、ポスター、視覚教育資料の作成に関し、組合に担助を与える。最近、実施した最も重要な協議会は、一九五四年AFL・CIOの後援の下に、人間関係に関するセミナーをボストン大学で開かれたが、これには二百名以上の組合指導者が参加し、公民権擁護及び凡ての市民の平等なる権利を拡大する手段方法等について討論し、非常な成果を収めた。

(6) 全国労働協会 (National Labor Service)

全国労働協会は米国ユダヤ人委員会のサービス機関で、組合に対し、新聞、パンフレット、教育プログラム等に使用する視覚教育資料を作成して配給する。これらの資料は主として、差別待遇、偏見、隔離問題、人種問題等に関するフィルム、ラデオ、ポスター、漫画、贋写、論説等である。全国労働協会の特殊な企画は、AFL・CIOの宣伝部と協力し、全国でも最初の労働テレビジョン・ウォークショップの開催である。また、大審院によつて下された隔離教育違憲問題等も、テーマとして取上げている。

(7) 全国宗教労働協会 (National Religion and Labor Foundation)

全国宗教労働協会の本部はオハイオ州にあり、その目的は今日の産業社会における社会的正義の実現にある。その方法として、地方、州及び全国的に、教会と組合の協力関係を促進することに努力している。牧師達には、組合運動の目的を教えると共に、他方、組合員には、組合の日々の運営が宗教的及び倫理的原理によつて指導されるべきことを教える。

全国宗教労働協会は、地域的にまた全国的に、組合及び教会の指導者の協議会を開催している。神学校や組合に対し講師の斡旋をしたり、労働牧師の設置も企図している。『経済的正義』という機関紙を発行している。

#### (8) 黒人労働委員会 (Negro Labor Committee)

組合における黒人の差別待遇は比較的少いが、未だ完全に平等ではない。黒人労働委員会は、一九三五年組合内の黒人及び白人の代表者によつて組織された。黒人の差別待遇を受ける原因を除去するため、パンフレットを発行し、講演会、討論会等を開催し、黒人教育運動を展開している。

#### (9) 国民保健委員会 (Committee for the Nation's Health)

国民保健委員会は、医師、民間人及び労組の代表者が、国民の健康を改善する目的で組織した非党派的団体で、主たる財源は労組からでている。同委員会の活動は (1)、全国的保健計画及び保健、社会福祉立法の制定運動 (2)、議会に提案された保健関係立法の分析並びに情報 (3)、組合新聞に保健及び健康保険に関する情報の提供 (4)、労働者の保健改善に対する組合の努力に関する情報の提供、並びにこの分野における専門的智識を組合が入

手できるような援助すること (3)、保健に関する資料を労働教育に使用するため、パンフレットを作成して労組に提供する等、重要な活動をしていたが、一九五五年以来この委員会は何かその機能を停止している。

(10) フィラデルフィア労働教育協会 (Labor Education Association of Philadelphia)

当協会は団体会員及び組合員、教育者等の個人会員から組織され、組合に対し、教育計画の立案、講師、フィルム其他資料の斡旋などを援助することを仕事としている。協会の運営は役員及び委員によつて行われている。予算が少いたため有給専任の役員をおくことができないが、幸にフィラデルフィア学区の通信教育部と密接な関連をもっているため、公立学校の労働教育専門家が当協会の創立者であり、同時に幹事の仕事をしている。公立学校と密接な関係があるので、当地方の労働運動に対しても重要な貢献をしている。

以上挙げた民間団体は、労働教育を主たる目的として組織されたものである。目的は他にあるが労働教育もその仕事の一部としている団体に、次のようなものがある。米国自由民権同盟 (American Civil Liberties Union) 外政協会 (Foreign Policy Association)、国際教育協会 (Institute of International Education)、経済教育共同協議会 (Joint Council on Economic Education)、産業民主主義連盟 (League for Industrial Democracy) 全国黒人向上協会 (National Association for the Advancement of Colored People)、全国計画協会 (National Planning Association)、国連協会 (U.N. Association)、YMCA、YWCA、社会科学学術研究協議会 (Social Science Research Association) 等である。

## 八 大学労働教育及び組合の協力関係

大学が労働教育に興味と関心を示すようになったのは、労使関係が政治的にも、経済的にも国内問題としてよりも、外交問題にも、重大な影響を与えるに至つたことと、他方、組織労働者が米國社会において、新たな地位を占めるようになったからである。

過去十年間大学の労働教育に関しては、大学労働教育の目的、範圍、内容、財政、運営等の諸問題、一般の大学活動との関連性、大学の学問的水準維持の問題、学問の自由、大学の労働教育が労働運動の社会的目的に対する影響というような、一連の問題が論議された。しかし、両者の関係は、地方的な特殊事情、大学の性格、内部の組織、大学、組合両者の人的構成等幾多の問題があるので、これに対し抽象的な一般的な結論を下すことはできない。

或る大学では、既に労働教育を恒久的基礎の上に設置したが、他の大学では失敗した。失敗の原因については意見はいろいろであるが、ただ大学と労働教育の関連性について、多数の人々が意見を同じくするのは、大学は労働者に対し、眞の奉仕をすることが可能であり、また、奉仕すべきであり、このことは、学問の自由及び客観性を維持しなければならぬ、教育機関の必要性と何等矛盾するものではないという点である。また組合はかかる大学の奉仕を利用すべきであつて、利用したからといつて、組合の目的や計画は何ら阻害されるものではない、むしろ有益であるといふのである。従つて、現在の問題点は、大学は労働者の教育的必要を満すべきか否かの問題ではなく、労働教育を成功させるためには、両者が如何なる協力体制をとるべきかということにある。

大学の労働教育に經驗を有する人々の意見を綜合すると、第一に大学の労働教育を成功させるためには、組合が団体交渉において健全なる労使關係を確立することである。第二に組合は研究機關としての大学の客觀性、學問の自由、教育的水準の維持の必要性を確認すること、教課内容、教授の選択等に関して組合にたとえ希望があつても、最後の決定権は大學側にあることを承認しなければならない。

第三に教育計画は大學教授の所謂机上の計画に基くべきものではなく、労働者及び組合が現実に求めている必要を満すべき、機能的性格をもつものでなければならぬ。組合員並びに組合指導者は、自ら積極的に教育計画を立案するだけの熱意があつて始めて成功するのであり、大學も教育計画の立案に際しては、組合とよく連絡し組合の希望を十分に取入れなければならない。

第四に、特定の教科目の内容については、嚴格な規則はなく、大学の労働教育課と組合の労働教育部が協議の上それぞれの必要に応じてこれを決定すべきである。組合員の士氣の鼓舞、組合に対する忠誠又は政治活動の如き、組合に関する特殊問題は、大学の労働教育の管轄外で、組合自らこれを実施すべきである。職場委員や苦情処理の問題もこの範疇に属するものである。もし、組合にかかる教育機關のない場合は、協議の結果これを大學に依頼することもできる。これに反して一般教育、教師、指導者の訓練及び養成、新しい教育技術の実験等は、明かに大学の労働教育の分野に属す。

第五に、労働教育機關が、大學全体の機構の中で占めている地位は、大學によつて非常に異つてゐる。労働教育課が大學通信教育部、経済学部、経営学部、労使關係部等の一部門にすぎないという關係から、獨立した労働教育部として自主性をもち、総長に対してのみ直接に責任をもつに過ぎないというものに至るまで、多種多様で

ある。しかし、労働教育の効果を挙げ得るか否かは、形式的な機構よりも、これを担当する人に適任者を得るか否かにかかつている。

第六に、労働教育のプログラムは、労組と大学が共同して運営すべきものである。一般成人教育と異り、労働教育は強力な組織労働者を対象とするのであるから、組合の積極的協力が要求される。労組の協力を得る方法としては、労働教育諮問委員会を設け、プログラムの立案並びに運営に当つて、委員会の意見を尊重することが大切である。

第七に、教師を選択する場合の基準としては、単に教える学課程に通暁しているだけでなく、労働運動に対し同情的理解をもち、且つ労働者の理解し得るような、用語を使用することが必須条件である。従つて、学位等の資格はなくても、労働問題や組合の実際問題に關し、詳しい智識があればこれを披瀝して活用すべきである。

教授方法に關しては、組合の目的を承認するという基本的態度さえあれば、その他の点に關しては、自己の真理と考えることを自由に主張すべきであつて、只教師と反対意見を自由に学生に発表する機会を与えさえすればよい。最も注意しなければならない点は、党派的な考え方を強制しないことである。どこまでも学生に思考能力を与えるように指導することが大切である。教材としては、時事問題などに対する、全団組合の政策などを使用するのが、学生の興味を惹く有利な方法である。

第八に、授業料は大学によつて、無料のもの、名目的なもの、更に、正規の授業料を課するものと種々雑多であるが、この経費の問題は労働教育の成否に対し、決定的要因とはならない、プログラムが真に労働者の必要を満すものであるならば、授業料は如何に高くとも成功するであらうし、でなければ無料にしても失敗するであらう。

う。

第九に、大学と組合との共同計画である。労働教育の成否を決定する。最も重要な要素は、単に外形的な機構上の取定めではなく、両者の間に存在する真に心からの協力的空気、即ち、相互の信頼と確信である。しかしてかかる協力的空気は、大学側における労働運動及び組合の必要性に対する同情的理解と、他方、組合側における。大学は単なる組合の利益だけではなく、社会全体の利益に役立つものでなければならぬという認識とから醸成されるものである。

## 九 結 語

米国における労働教育が、組織的に実施されるようになったのは、ニュー・ディール政策以後である。即ち、ワグナー法の制定により、組合組織運動は急激に進展し、特に、これまで未組織であった、自動車工業及び製鉄工業の如き大量生産工業において急速に組合組織が進展するようになった。その結果、特に新たに組織された組合では、組合を維持運営して行く必要から、一般組合員及び組合指導幹部の教育が盛んに行われるようになった。従つて、組合を主体とする労働教育は、組合の運営や団体交渉、労働協約に必要な技術的教育に重点がおかれ、極めて日常的、実用的である。これは米国労働運動の指導理念そのものが、現経済体制を前提とし、その下で労働者の分前を極大化しようとしているからである。

ところが組合が凡ゆる産業に組織され、団体交渉の範囲が拡大されてくると、組合は米国社会における一大圧力団体として、政治的、経済的、社会的に重大な影響力をもつようになり、世論も労働関係、特に産業平和の維

持に、重大な関心を示すようになった。このような社会的背景によつて、大学及び一般民間団体が労働教育の分野に進出するようになったのである。

一時、大学と組合とが対立していたのは、一部大学の理事者が組合弾圧の態度をとつたからで、また組合側にも大学が反組合的として、不信の態度があつたからである。しかるに、今日両者が労働教育の面で相協力しているのは、大学側に健全なる労働組合こそ健全なる労使関係確立の必須的前提条件であるという認識が深くなつたからで、また組合側にも、大学本来の使命たる研究の自由及び大学の客観性に対する認識が深まつた結果である。大学の立場は飽くまでも一党一派に偏せず、科学的研究による社会問題の解決が大切で、労組がこのような大学の立場を理解するようになったのは、組織の発展もさることながら、自らの社会的責任を感じたからに外ならない。また大学が労働教育に積極的になつてきたことには、ひとつには大学において労働問題が学問として重視されてきたからでもある。

米国の労働教育は飽くまでも組合が主体であり、これが労働教育の主流であることはこれまで述べてきた通りであるが、大学と労組との労働教育における協力という問題も決してこの線を逸脱してはいない。そして、労組と大学との協力関係は今後益々盛んになつてゆくであろう。

(一九五七、六、二八)

#### 附 記

尚この機会に、財団法人同志社大学日米文化財団のこの視察研究に対する御援助に対し、深甚なる謝意を表する次第である。

## 主要参考文献

- Adam, T.R., *The Workers' Road to Learning*, New York : American Association for Adult Education, 1940.  
American Labor Education Service, Inc., *Yearbook of Workers' Education*, New York : American Labor Education Service, Inc., 1943.
- Barbash, J., *Universities and Unions in Workers' Education*, New York : Harper & Brothers, 1935.
- Brameld, T., "Workers Education in America", in *Educational Administration and Supervision*, March, 1947.
- Cohn, F.M., *Worker's Education in War and Peace*, New York : Workers Education Bureau of America, 1943.
- CIO Department of Research and Education, *Labor and Education*, Washington, D.C. : CIO, 1944.
- Coit, E.G., *Government Support of Workers' Education*, New York : American Labor Education Service, Inc., 1940.
- Connors, J.D., *Workers' Education : What? Why? How?*, New York : Workers Education Bureau, A.F.I., 1947.
- Carroll, M.R. & Miller, S., Jr., *American Labor Education Bureau*, A.F.I., 1936.
- Carter, J. & Smith, H.W., *Education and the Worker-Student*, New York : Affiliated Schools for Workers, Inc., 1934.
- Douty, A.M., *American Workers Education in Action*, Paris : Economic Co-operation Administration 1950.
- Hardman, J.B.S. & Neufeld, M.F., eds., *The House of Labor*, New York : Prentice-Hall, Inc., 1951.
- Hodgen, M.T., *Workers' Education in England and the U.S.*, New York : E.P. Dutton & Co., 1925.
- Kerrison, I.L.H., *Workers' Education at the University Level*, New Brunswick, N.J. : Rutgers University Press, 1951.
- Liveright, A.A., *Union Leadership Training*, New York : Harper & Brothers, 1951.
- Mire, J., *Labor Education*, Straus Printing Co., 1956.
- Schneider, F.H., *Patterns of Workers' Education : The Story of the Bryn Mawr Summer School*, Washington, D.C. : American Council on Public Affairs, 1941.
- Schwarztrauber, E.E., *The University of Wisconsin School for Workers : Its First Twenty-Five Years*, Madison :

- University of Wisconsin School for Workers, 1949.
- Starr, Mark, *Labor Looks At Education*, Mass : Harvard University Printing Office, 1946.
- Starr, Mark, "Union Education Survey", *Labor and Nation*, Vol. VII, No.4, 1951.
- Starr, Mark, *Workers' Education Today*, New York : League for Industrial Democracy, 1941.
- Uhlsson, V., "The Scope, Functions and Limitations of University Workers' Education Programs", *Industrial and Labor Relations Review*, Vol. V, No.2, 1952.
- Ware, C.F., *Labor Education in Universities*, New York : American Labor Education Service, Inc., 1946.
- Warime Developments in Workers' Education, *Monthly Labor Review*, Aug, 1945.
- Witte, E.E., "The University and Labor Education", *Industrial and Labor Relations Review*, Vol.1, No.1, 1947.
- Workers' Education in the U.S., *Fifth Yearbook of the John Dewey Society*, New York : Harper & Brothers, 1941.